主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人沖源三郎の上告趣意は、事実誤認、量刑不当の主張であつて刑訴四〇五条 に該当しない。また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められ ない。

よつて刑訴施行法三条の二刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二六年一一月一日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官